

## 研究ノート

# 地域をささえた寺と農繁期託児所

— 仏教師永田泰嶺の実践にみる —

志 田 利

### 一 はじめに

児童福祉法上の児童福祉施設の中で最も多い数をしめるのが保育所である。

高度経済成長期に「ポストの数ほど保育所を」と叫ばれ、市町村長選挙などでも第一の政治目標にかかげられる、そしてバブル崩壊後の今日、リストラにあう夫に代わって働きにでる妻が多くあらわれ、少子化の時代なのに保育所が不足とされる。小泉内閣も「保育待機児ゼロ作戦」とうたってあの手この手を講じて保育施設の増加につとめている。この保育所がそもそも原点はどこにあるかと

みるに、戦中戦後の日本社会で誕生した農繁期託児所である。その多くは宗教家の手によるものである。寺の境内を解放し、懸命に働く農家の人々の願いにこたえ、ご夫人を主任保母として二人三脚で奉仕活動につとめた住職が、日本各地におられた。寺小屋とともに地域の人々のために大きな貢献をした寺院の社会活動であった、とあらためてその働きの大きさを強調したい。

農繁期託児所はどんな内容で、どのようにして誕生し、どんな役割をはたしたのか、そして寺院の存在感はいかなるものであったか、ここに静岡県の場合、そのなかで大きな役割をになった永田泰嶺の有度十七夜山保育園のはたらきをあげて、そのおよその姿をあきらかにしてみたい。これはいわゆる保育に欠ける児童だけでなく、家

庭内虐待やカギツ子の対応など、次代をになう幼い生命にとってつめたい風の吹き荒れる今の日本の現況、そのなかで寺院に社会的働きをあらためて期待したいとの願いがあるからである。地域の人々のもとめるところに応じてその悩みにこたえ、これをたすける。経済的というより心の面の支えがもとめられている分野に寺の力を示してほしい、というおmoi、これは農繁期託児所がもとめられたとき、まず寺院で、というあつい願いをかけられた時代と重なるものが多いと考えられるのである。いまこそ寺の出番である、とは多くの識者の期待である。

## 二 永田泰嶺のプロフィール

永田泰嶺は黄檗宗千手寺の住職である。同宗の宗務総長までつとめあげた力量の持ち主である。と同時に寺の存する地域の農家の人びとの願いにこたえて、いちはやく農繁期託児所開設にとりくんだ。寺の住職として社会事業にとりくむ先頭打者の役割をつとめた人と静岡県内では著名である。自らの園の経営だけでなく同じ保育所経営者をまとめて社会的な役割をになうためにと県保育所連合会を組織した人でもある。その背景には第二次大戦に召集され、シベリヤの厳寒の地での労働にも耐えた苦勞をも重ねている。日本の将来は子供達の背にかかっている、との考えから専門的知識をえるために戦後開かれた日本社会事業学校の長期講習にも率先参加する努力の

人でもあった。その大いなるふところの広さが世の人々の信望を高め、「永田さんの言うことなら」と福祉の世界をリードした宗教家の福祉実践の範たるおこないの英傑である。

## 三 県保連初代会長 永田泰嶺

「県保育所連合会四十年の歩み」のなかで、初代会長としての永田泰嶺の事績を次ぎのように記録されている。(注1)

昭和三五年〜四三年度会長

永田泰嶺は静岡県保育組織の生みの親である。戦後幼稚園と合同で発足した静岡県保育連合会において保育所側の代表となり、保育連合会解消後の県社協の保育部会では部会長をつとめ、さらに昭和三五年の県保連設立にあたっては初代会長に就任している。また永田が中心となって発行した「保育を語る―静岡県保育史」の編集に心血を注いだことは特筆すべきことである。永田の設立した有度十七夜山保育園は、昭和十二年五月開設の農繁期託児所に始まる。実に六三年の歴史を誇っている。その間、敷地の確保や保育室の増築にとりくみ、昭和五三年の創立四〇周年時には、定員一七〇名職員一八名 敷地一一六五㎡ 建物一〇一三㎡となっていた。黄檗宗千手寺住職でもあった永田は、宗門内でも力量を発揮して昭和四五年から四年間黄檗宗財務部長を、さらに昭和五九年から六年間同宗務総長を勤めた。多くの人達から信望された洒脱の人柄であった。

○主な表彰

昭和四八年一月 藍綬褒章

平成五年一月 勲五等双光旭日章

○没年

平成七年八月二六日 行年八五歳

○会長時の主な動き

①昭和三五五年七月三日 静岡県保育所連合会結成（二〇三施設）

総会

あわせて 第一回保育事業研究大会を静岡市伝馬町小学校に

おいて開催

②昭和三八年八月 静岡県保育所保護者連合会発足 重ねて一

二月第一回保育所保護者大会を開く

③昭和三八年 保母をねぎらう会始める

#### 四 有度十七夜山保育園

(1)沿革（注2）

広汎にして多角形農業を営む当地には、社会事業施設もなく、乳幼児の死亡率は非常に高く憂うべきものあり。ここに農村隣保施設の必要を痛感せる千手寺住職永田泰嶺は、まず寺堂境内を解放、昭和二年五月二一日農繁期保育所開設一五日間をもって終了、同時に第二期希望されて好成绩にて閉所す。この間乳幼児の保育状態良

地域をささえた農繁期託児所（志田）

好、衛生保健及び教養、家庭における労働能力の著しい促進を目のあたりに認めたる村民は、社会的施設の意義大なるを知る。一時的農繁期保育所より常設保育所の設置を懇望しきたるをうけ住職及び信徒総代は後援会を設立、村当局と図りて七月一日十七夜山千手寺堂宇を解放、仮園舎となし早急の開園をなせり。一三年二月仮園舎の不便不衛生なるにみかねたる住職は、千手寺支出金及び村募金の借入金によりて小規模の園舎落成す。以来乳幼児保育の実績をあげ農村隣保事業に貢献を重ねる。

(2)事業の展開

①昭和一二二年五月二一日、千手寺内に置いて農繁期保育所を開設す

②昭和一二二年七月一日、有度村有志による後援会のもと千手寺堂宇を仮園舎とし、有度十七夜山保育園と命名、常設保育園として開園す

③昭和一二二年一月二一日、農繁期出張保育部を設け長崎新田区に出張開設す

④昭和一三年二月二一日、村内募金、千手寺支出金借入金により園舎新築落成す

⑤昭和一三年二月一三日、社会教育に資するため青年会及び椎の実日曜学校を開校す

⑥昭和一三年五月三日、乳幼児無料診断及び優良乳幼児選奨会を開催

⑦昭和一三年五月二〇日、第一上原農繁期保育所、第二渋川農繁期保育所を開設す

⑧昭和一三年一月三〇日、第三草薙農繁期保育所を開設す

⑨昭和一四年五月三日、第二回乳幼児無料診断優良乳幼児選奨会、上原区長崎区でも開催す

⑩昭和一四年六月七日、軍人家庭を中心とする授産所開設、動力用脱穀機運転開始

⑪昭和一四年八月七日、授産場に置いて製繩機三台、藁打機二台を購入、軍人家族婦女子に利用せしめつつ乳幼児を受託して授産場と保育園の連携を密にし運営す

⑫昭和一四年一二月一日、利用者多数にため製繩機二台増設運転開始す

(3)後援会及び維持会

①有度十七夜山保育園後援会

・園の経営維持を後援し農村隣保事業として発展強化に資す

・後援会は村内各種団体による後援団体と後援会員とに区別す

・後援会員は毎月一口以上の後援会費を納入す、各区に幹事をおき毎月後援会費の徴収にあたる

②保育園授産場維持会

・軍人家族の経済維持強化と農村労働力促進を図る授産場の意義を体しその維持進展に資する

(4)事業内容

①名称 有度十七夜山保育園

②所在 安倍郡有度村上泉一七六

③種目 託児事業

④経営 黄檗宗千手寺

⑤代表 永田泰嶺

⑥建物 木造平屋瓦葺き二棟

⑦敷地 二五〇坪

⑧設備 遊戯室兼午睡室一、保育室兼給食室一、保母室一、便所一

⑨職員 園長一、保母四

⑩事業 ア、乳幼児保育 生後六ヶ月以上六歳まで

定員七〇名 保育時間一〇時間

イ、その他に昼食給与、日曜学校、農繁期出張保育

青年会、児童相談、人事相談乳幼児無料診断及び優良乳幼児選奨会

ウ、保育園授産場(別棟)

(5)財政 昭和一四年度決算額

(収入)

事業収入 一四七九円 保育料

補助金 一〇九三円 軍人援護会、有度村他

寄付金 四九五円 後援会

交付金 六一〇円 千手寺

借入金 三〇〇円

填補 一五二円

計 四三三〇円

(支出)

事務費 一二六一円 保母俸給他

需要費 二六七円

給食費 一九八二円

修理費 一八円

農繁期保育費 一二〇円

青年会費 一一円

児童相談費 五五円

人事相談費 二円

日曜学校費 二四円

宮繕設備費 一八七円

無料診断費 七一円

償還金 一六三円

調度費 六五円

計 四三三〇円

(6)実績

①乳児 実三一 延二二七一名

②幼児 実一八七 延二〇〇八一名

地域をささえた農繁期託児所(志田)

③出張保育 三所 実一九一名 延二五六名

④無料診断 四所 一二五名

⑤日曜学校 一二回 実一八五名 延九六三名

⑥授産場 実三八四名 延二四〇五名

一三八四時間

五 寺の託児所の例

永田に先行して地域に貢献の実をあげられた三ヶ日町大福寺農繁期託児所のとりくみを紹介してみたい。

昭和三年七月、仏教社会事業として住職堀口真隆(三七歳)が始め、昭和二〇年まで一八年間地域の子供らの保育と農家の増産援護に寄与した。(注3)

開設時は妻幸子が主任保母となり、地域の夫人五、六人が手弁当で保母となった。協力者である婦人会の呼び名も、はじめは三ヶ日町主婦会、それから婦人団と変わり、日華事変後は愛国婦人会と呼ばれた。昭和一五年までは農繁期託児所と呼称していたがのちに農繁期保育所と改名された。

最初三〇人程の子供だったが、年とともに増加し一五〇名にもなつて、広い寺の境内は子供らで満員となり、婦人会員の保母さんが出てこ舞いした。受託費は徴収しないで子どもらは弁当持ち、間食などは婦人会や仏教会の援助奨励金で賄った。戦時中は県や町の奨

励金をうけるようになった。

昭和一〇年、朝日新聞社社会事業団からも表彰され金一封と慈愛旗が贈られた。(堀口幸子談話)

このように寺院がとりくむ託児所の事例は各地に存在したのであることがうかがわれる。そのはたらしき、そのあゆみをさらに明らかにされれば寺こそ社会事業の先達をはたしたと日本中での事蹟として高く評価されるはずである。

寺を社会からあずかった公器としてうけとめ、いかに地域社会のために活用しひいては布教の一助ともせん、と、とりくまれた先人の多くあることをあらためて認識することが大事なのではないか。不確実の時代とされる今日、このような先人のはたらしきを師表として現代の社会のなかでこそ寺の社会貢献を、とのぞまれる。特にこれからの日本に希望をもとうとするならこの子らに少しでも良い環境を提供し、一人の人間として大事に育成される社会的条件をととのえることが大人の世代の役目であるからである。

## 六 農繁期託児所の実態

永田らがまとめた静岡県保育史のなかで、次のような内容で記録されている。(注4)

わが国は農業国として発展し、昔から農繁期は猫の手も借りたい程の忙しさであった。そこでは乳幼児が足手まといになる。当時は

赤ちゃんを籠の中に寝かし、木陰とか田圃の畔道におき、その赤ちゃんを幼児が見守っているという光景がみられた。またお婆さんに乳幼児を託して保育させたり、子守子を雇ったりして急場をしのいでいた。

農業の進展に伴い、乳幼児の死亡率も高率を示しているので何れの農業地帯においてもこれが乳幼児の保育に心を痛め、子守制度をたしかなものにするために、と長野県の上田に子守学校が誕生したのは明治三十七年である。今日の保母養成機関の前身ともいえる。大正から昭和初期にかけ子守の制度がひろがり農繁期託児所として進展していくのである。

農繁期託児所の開設場は、社寺、また学校の一部、部落の集会所等を使用した、主催は町、社会事業団体、婦人会等であるが、寺院の住職が主となって開設されるのが多かった。

保育内容は、自由保育の中で保健衛生と集団生活の指導であり、設備としてはオルガン、ブランコ、シーソー、鉄棒、ボール、紙芝居、絵本、積み木、そして各家庭からよせられた玩具等であった。朝は朝礼から始まり、音楽に遊戯グループに別れての自由遊び、室内では絵本をみせてのお話会、玩具をもって遊ぶグループ、屋外ではブランコやシーソーでグループあそび、それにボール取りやボール投げ等で遊んだ。

おやつは一〇時と三時の二回、その時は紙芝居または童話を話す。弁当は各自持参で、昼食が終わると午睡の時間をとった。

保育の終わりは、原則として午後五時まで、兄弟が学校帰りに迎えて来る子は午後三時頃帰宅するものもいたが、学童も保育が終わるまで保育児と一緒に遊び、夕方皆で手をつないで帰宅するのが例であった。

静岡県社会事業会報にてくる県内第一号の託児所は、大正九年救護会静岡託児所であり、永田の十七夜山託児所は九番目に記録されている。

さらにあげるならば永田は単に託児事業にとどまらなかったことである。母親たち、特に夫を戦場におくり女手一つで家業を守り維持につとめる母親たちへのあたたかい眼である。男手でないとすめない縄をなうこと、そして筵をつくることは難儀であった。これをたすけるため器具を購入し授産所を設け、必要なときに利用できるようにし賃金を得る助けとしたのである。出征家族のためにこのように新しいとりくみを他にさきがけて実践する住職永田の姿は地域の人々の感謝をよんだ。十七夜山といえは永田さんどれもがたたえ賞讃され、褒賞受賞の地域祝賀会などに多数の参加者を与えている。

## 七 モデルとしての託児所

静岡県社会課が昭和一三年「農繁期託児所の経営」と表題してのリーフレットを作成、開設を勧奨している。その主な内容をあげる

地域をささえた農繁期託児所(志田)

と次のようなものである。(注5)

### (1) 農繁期託児所の使命

農繁期託児所とは、田植時、刈り入れ時、養蚕期等いわゆる農繁期に際し親たちが十分仕事に従事する事ができると同時に、子供が衛生上、徳育上に遺憾のないよう、母親に代わって保護養育する社会的施設である。

### (2) 経営体

市町村、婦人会、女子青年団、青年団、農会、学校、産業組合、寺院その他社会事業団体等が経営主体又は後援団体となる。

### (3) 開設場所

一村に一つの託児所、できれば大字位を一区域として設けたい。一番便利なのは二〇戸、三〇戸位の小字に一つ設けられることである。

場所は、村の公会堂や小学校の裁縫室等最も望ましいのはお寺の庫裏や神社の社務所を開放してくださる寺院の主婦や神社の夫人がご自身で保母となられることである。農繁期休暇中の小学校を開放し学校の設備を利用し先生方のお骨折りをいただくのもよい方法である。

### (4) 開設期間

地方の事情により、一週間のところ、三週間にわたるところもある。長ければ長いほど村人の幸福は増す。普通、養蚕、田植え、刈り入れ等年数回にわたって短期づつ開設する。

### (5) 受託児童

大体三歳以上七歳以下の向が多い。農繁期のお母さんの足手まといはむしろ三歳未満の子にあるのでこれを預からないのでは意味の大半は失はれる。兄や姉や老人の守りがついて来て遊ばせてくれるような場合乳呑児でも大して面倒はない。

### (6) 受託時間

農家の人口の働く時間によって決定すべきものである。従って「日の出から日没まで」とするのもよろしかろうし時間を朝の六時から夜の七時までという定めでもよい。

### (7) 保母

保母の数は普通幼児の場合二五名から三〇名位乳児の場合五名に對し一人の保母で十分である。開設当所は子供の性質もわからずまごつくこともあるからなるべく多数の保母が任務につかれるのを希望する。保母は、氣立ての優しい、小まめに立ち働くしかも子供好きのする夫人だったら申し分ないことである。女教師、婦人会員、住職夫人、神職夫人、女子青年団員その他篤志夫人がよい。

### (8) 保育の方法

- ① 適当な場所にブランコ、すべり台、砂場等をつくって自由に嬉遊せしむること。
- ② 年長児には適宜、唱歌、遊戯、切り紙細工等を課してもよいが強いて教ゆることはさげなければならぬ。
- ③ 食事と間食、昼食は握り飯位で簡単にして、少しでも家庭の

手数と出費を省く様にする。間食は午前午後時を定めてやる。普通薩摩芋、馬鈴薯等を主なるものとし、菓子類は腹をこわさぬ様な煎餅、飴位にし経費を節約する。

### ④ 保育時間の例

- |            |         |
|------------|---------|
| 開所より八時     | 自由遊戯    |
| 八時より九時     | 指導遊戯、唱歌 |
| 九時より一〇時    | 自由遊戯    |
| (間食)       |         |
| 一〇時より一一時半  | 自由遊戯    |
| (昼食)       |         |
| 一一時半より一二時半 |         |
| 一二時半より二時   | 自由遊戯    |
| 二時より三時     | お伽噺、散策  |
| (間食)       |         |
| 三時より四時     | 自由遊戯    |
| 四時より五時半    | 指導遊戯    |
| 五時半より帰宅    | 自由遊戯    |

### ⑤ 睡眠

子供によっては、相当の時間午睡せしむることがあるから枕毛布、蚊帳等の用意をする。

- ⑥ 子供の服装、普段着のままが良い。互いに着飾るのはいけな
- い。汚れないため「エプロン」を掛ける位は良い。又「ハン

カチ」か手拭をもたせるのも必要である。

### ⑦母の会

託児所が終わる日は母親も楽になりましょう。その時母の会を開いて子供らの一日の生活ぶりをみせ、託児所のやった仕事をしらせ、託児所でつくった良い習慣をつづける様にしましょう。

### (9)経費

工夫すれば大して経費かけずとも相当なことができる。初回の経費はおよそ次の通りである。

設備費	一五円	ブランコ、すべり台、円木、筵
玩具費	四円	毬、木片、シャモジ
救急費	二円	メンソレータム、エーテル、脱脂綿、繻帯
間食費	一〇円	一日一人一銭
雑費	一円	
保母費	一八円	一人一日八〇銭、浴衣
計	五〇円	

(託児五〇人、開所二〇日、保母二人)

このように行政側は勸奨はするが、手も金もださない、市町村住民のはたらきにつ、篤志家の特に寺院の役割を期待する、というのが実態であった。永田もまた久江夫人を主任保母としての二人三脚だった。戦後、国が基準を定めこれにかなうものは行政の委託的事業として手厚い補助にとりくむことになるが、それにはこのよう

地域をささえた股繁期託児所(志田)

な永い間の地域のはたらきがあったのである。福祉は行政の役目、というみかた考え方が次第に定着し、地域の人々でささえる後援会組織などもほとんど有名無実となっている。行政からだされる金にプラスしてよりレベルのたかい施設やサービスを展開しようというごきもすくない現実をどうみたらよいのか、行政と地域が協力しあう形こそぞましい福祉と考えられるのだが。

### 八 背景にあるもの

大正九年、静岡県社会政策懇談会が開かれ席上関屋貞三郎県知事は「社会事業は極めて重要である。盲目的に西欧の政策を模倣するは吾人の與みざる所なり、慎重に考慮し適切なる施策を執らんことを希望するものなり、社会事業を宗教家のみに委ねるを以て能事終われりとすべきに非ず。社会に生まれたる欠陥は、社会がこれをすくはざるべからず。これはまことに社会各人の連帯責任なり。富める者、貧しき者、力ある者、力なき者、各分に應じて社会奉仕をなすを言うなり。」(大九、一二、一三 静岡新報)

社会事業の具体策の研究に入り、大正一二年静岡県方面委員制度の創設となる。

ときの県知事道岡秀彦は「社会の病患は県民総がかりで努力する所なくてはならない。特に生活に余裕ある富者、道理の目を開いている有識階級の人とは相扶けて社会事業に働いてもらいたい。富者

有識者が連帯の責任として之をおこない善人奮起の秋、起こって社会の空気を支配するの覚悟を要す。」(大一一、一、一 万朝新聞)

とし、方面委員がうごきだすのであるが、そのなかにも寺院の住職が多く選ばれているのである。社会の事業は宗教家の役割とさせるほどの実績を地域において着実にあげていたしるしであろう。永田のはたらき等はそのよき例であるといえよう。生活のうえで困り事があつたら寺へ相談する。という社会的風潮があつた。困りごと相談所の看板をあげずとも実践がそれをうらづけ世の信頼をもたらししたのである。この事蹟が、のちの方面委員、そして民生委員とつづく社会奉仕活動のなかでも活かされ参考にされ、委員の自宅に心配事相談所の看板をあげてのとりにくみとして発展する。今日ではこの市町村にも社会福祉協議会が主催しての民間社会福祉活動である心配事相談所が、寺院などを会場にくりひろげられているのである。

## 九 あらためて永田泰嶺

永田泰嶺、寺の住職として社会貢献につとめたこの人物をかたるにはさらにくわしくあゆみをたどり、背景を探ることが必要である。今回は農繁期託児所が多く寺院からはじめられた、という社会的役割の大きさを強調するための一事例としてとりあげさせていだいた。その範囲の記述にとどめ次の機会にいたしたい。永田が「坊主

は寺にこもっていはならない、社会の中でよきリーダーとして身をささげる使命をもっている、」と語り、「社会福祉の仕事に生きるなら宗教をもて、宗教をもてば腰もすわり良いはたらきにつながる。この仕事をサラリーマン根性でやってはならん。天からあたえられた使命だ、という位のおもいであたらなければだめだ、」とさかんに説かれたことを昨日のようにおもいだすのである。一歩先をあゆまれたすぐれた宗教家、そして社会福祉の実践家としてあらためてその大きさを感ぜられるのである。

◎保育園長として長く永田と行動を共にされた近藤孝氏(社会福祉法人慈恵会理事長)の話

『永田さんはいつも人のことを考えて行動する方だった。お寺さんであつたからでしょう、福祉の仕事に信念をもってあたられた。長く戦争にいかれシベリアで大変な苦勞をされただけに戦争の犠牲者へのおもいもひとしおのものがあつた。みるにみかねて農家の方々に力になりたいと寺を解放して農繁期託児所を奥さんと一緒になりとりくんだ方だ。経営が大変なときに保育所の連合会をもたなければと情熱をもって説いてまわり実現させた力量は大きなものがあつた。子供がかわいいというだけではなくて困っている人に心から手をさしのべることに労をおしむところがなかった。自分のことはさておいて他人のために奉仕する、それも誠意をつくしてあたられる姿勢はなかなかできることではない。実に立派なお寺さんだった、といたい。』

## 一〇 あとがき

現代の社会のなかで社会福祉事業が見直しをもとめられている。

戦後五〇年福祉国家をもとめて福祉関係法が整備されていくなかで、民間社会事業そのものが法に定められた範囲の事業や施設を経営する存在になりさがり不思議とおもわれない実情である。法にきめられた基準の範囲で公から供される金の範囲で仕事をする。直接処遇にあたる職員こそ大事な社会資源なのに、できるだけ低い賃金でおさえようとする世の企業となんら変わらない経営感覚である例が多くみられる。社会福祉法人という特殊な人格をあたえられているが、それを活かそうとせず小さいコップのなかのはたらきに終始している向きがみられる。このときに法により提供される以上のもの、地域社会のニーズにこたえて新しいサービスを創造するはたらき、これこそもとめられている役割である。永田らがとりくんだあり方である。地域とともにあゆむ社会福祉法人、そのイメージを永田らの農繁期託児所に源流となるものをみだしたのである。永田のはじめた有度十七夜山保育園は国の定める基準を満たしていない、との理由で今も社会福祉法人の認可をうけられないのである。この大いなる矛盾も現行の施策の一面である。あとからついていきそのひらかれた道をレールにのるがごとく悠々国の金で事業を展開している社会福祉法人はさきあげたようなかぎられた働きのみである。

地域をささえた農繁期託児所（志田）

先人の努力を活かしさらに新しい活動を展開する気概がもとめられる。それにはどうもソロバンとは別の価値観、とくに宗教心のうらづけをもつ経営者の多くあらわれることが大事なのではないか。このごろしきりに考えるところである。宗教家の方々のあらためて地域でもとめられている福祉事業に算入されること、（注6）少子高齢社会を真にすみやすい心豊かな社会にするために大いに力を示されんことを、これが本ノートを記した原点であると付記したい。そしておおかたのご叱正をおまちしたい。

この稿を終えるにあたり引用させていただきたい名論がある。日蓮宗新聞の論説に丸茂湛祥師の書かれた「寺の講、見直したい大きな役割」との論である。このなかで「寺院のはたせる役割としてまだ残っている鬼子母神講等の相互扶助の育児力である。講を活性化させ育児の苦勞話を語り合う、困難をきりぬけたベテランの苦勞話をきくことで解決策を教えてもらう、こういう時代だからこそ行政や保育園にたよらない『子育て講』のようなものを、寺で組織できるのではないか」（注7）とのべられているのである。大きなヒントであり提言である。児童福祉法のガードでまもられた現在の保育園のおよばない部分をなう地域のインフォーマルな子供を守り育てる活動がもっとも必要になっている。その活動の核に寺院が役割としてなうならこれほど心強いことはない。「寺院は法事とか、葬儀だけでなく、人々が日々を安心して生きられるような場をも提供できるはずである」（注7）という提言を重くうけとめたい。

注7 日蓮宗新聞

平成一三年五月一〇日号

論説「寺の講、見直したい大きな役割」

論説委員 丸茂湛祥

おもえば永田のはたらきも、当時の時代に保育園を行政がになうこともならなかったとき、社会のニーズにこたえて寺院を解放して始めた先駆的なとりくみであった。今の時代にもとめられるものはないか。あまりにも忙しくあまりにも孤立化している親と子のくらしの具体的なささえてとなる手段はかぎりなくある。しかし、金にならないものはだれもみむきもしない、という現状である。この風潮のなかで寺院から具体的なとりくみがなされるとき児童憲章にうたわれる「子供は良い環境のなかで育てられる」ことが実現にちかづくのではないだろうか。永田が「仏の道に生きる身にできる布施はなにかといつも考えてきた」とつぶやかれたおもしろい、そして丸茂師の提言、これらをつなぎあわせるなかで少子化がすすむ日本社会のなかでの民間社会福祉活動のあり方がかいまみられるようなおもしろい。寺院はだじな社会活動の拠点なのである。

引用文献

注1 「四〇年の歩み」静岡県保育所連合会 平成一二年三月刊

注2 静岡県社会事業概覧 財団法人静岡県社会事業協会 昭和一六年版

注3 保育を語る―静岡県保育史 静岡県保育を語る会 昭和五七年刊

注4 同上

注5 同上

注6 身延山大学仏教学部紀要創刊号

「宗教と福祉実践」抽稿 平成一三年刊